

京都大学立看板規程について (2)

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年1月11日）

「京都大学立看板規定」第5条について、設置に係る責任者の氏名を明記しなければならないとする部分を削除するよう要望します。

文筆・創作系の分野（特に一部のサブカルチャー系）においては、そのコミュニティ外の知人に自分がどのような作品を作っているかを知られないようにするために自らの本名を伏せる（ペンネームを名乗る）ことがしばしば行われています。「知人に創作活動がバレてしまったから創作活動をやめてしまった」という話を（稀にですが）聞くほどに、そのような人々は自分の本名と自分の作品とがつながってしまうことを恐れているのです。

さらに、インターネットが発達した現代においては、そのような活動と本名・身元とのつながりをもとに個人情報を探索することがかつてと比べて容易になっており、ストーリーなどの更なる被害も予想されます。

よって、現時点においても、大学生協発行の新入生向けサークル紹介冊子に誰の本名を書くかで、サークル内で押し付け合いが生じることがあります。しかし、立看板はそのような冊子よりもはるかに多くの人（特に学外者）の目に触れやすい媒体であって、そのようなものに本名を明記して衆目にさらすことはよりリスクであるので、なおさら誰の本名を書くかで揉めるサークルが存在すると思われるかもしれません。これは京都大学の自由な課外活動を阻害しかねないものであり、特に避けるべきです。

また、必要な場合に速やかに連絡を取る必要があったとしても、団体名並びにメールアドレス、電話番号あるいはボックス所在地などがあれば連絡先として十分であり、氏名は明らかに不必要な情報であると考えられます。

以上を踏まえ、「京都大学立看板規定」第5条の氏名の明記義務についての部分の削除を強く求めます。

【回答】（回答日：2018年1月30日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

本規程第5条の規定の必要性は、2018年1月11日に回答したとおりです。いただいたご要望については、1つの御意見として承ります。